



午後1時30分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、御苦労さまでございます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

初めに、議長から御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（実盛祥五君） 皆さん、御苦労さまです。慎重審議をよろしくをお願いいたします。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項1番目、令和3年6月第4回赤磐市議会定例会の会期日程及び議会運営について、議会事務局長から説明をお願いします。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） それでは、お手元の資料1ページになろうかと思ひます、令和3年6月第4回赤磐市議会定例会会議日程表（案）、こちらを御覧いただきたいと思ひます。

本日の議会運営委員会において決定いただきますが、まず日程第1日、6月1日火曜日午前10時から議会初日、本会議を議場で開会いたします。

会議録署名議員の指名につきましては、5番大森進次議員、6番佐藤武議員をお願いいたします。

会期の決定につきましては、6月1日から6月30日までの30日間でございます。

諸般の報告に続きまして、議案の上げがござひます。このたびの議案は繰越計算書の報告案件が4件、条例案件が1件、予算案件が2件、その他案件が2件で計9議案でござひます。

まず、令和2年度赤磐市一般会計予算繰越計算書についてから令和2年度赤磐市下水道事業会計予算繰越計算書についてまでの4件は、繰越計算書の報告です。本会議場で直ちに質疑を行います。

続きまして、財産の取得についての1件並びに赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例の計2件は、総務常任委員会に付託予定でござひます。

次に、令和3年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の1件は、厚生文教常任委員会に付託予定でござひます。

次に、財産の取得についての1件は、産業建設常任委員会に付託予定でござひます。

次に、令和3年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）については、予算審査特別委員会へ付託予定でござひます。

以上が市長から提案されます議案9件でござひます。

続きまして、予算審査特別委員会の設置については、お手元の資料2ページ目でございます。特別委員会の設置について（案）、こちらを御覧いただきたいと思ひます。これは議長発

議の予定でございます。後ほどこちらについては説明を申し上げます。

なお、6月1日から質疑通告の受付開始となります。

2日水曜日は休会で予備日です。

3日木曜日は午前10時から本会議で一般質問の初日です。なお、質疑通告の締切りは、この日の17時でございます。

4日金曜日は午前10時から本会議で、一般質問の2日目です。

5日土曜日、6日日曜日は休会です。

7日月曜日は午前10時から本会議で、一般質問の3日目でございます。

別添の一般質問通告表、こちらを御覧いただきたいと思っております。

一般質問は、16名の方から提出がございます。質問者数の割り振りにつきましては、後ほど御協議をお願いいたします。

日程表に戻っていただきます。

8日火曜日、9日水曜日は休会です。

10日木曜日は休会で予備日です。

11日金曜日午前10時から本会議で、質疑となります。質疑終了後、議案の委員会付託を予定いたしております。

別添といたしまして、請願、陳情文書表をつけておりますので、御確認ください。

今回は請願が3件提出されております。

提出日は、令和3年5月18日に持参されました。件名は、選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願です。請願者は赤磐市桜が丘西1丁目24の18、赤磐母親連絡会、代表片山成子様です。紹介議員は佐々木雄司議員、保田守議員、福木京子議員、鼻岡美保議員、原田素代議員です。付託委員会は厚生文教常任委員会の予定です。

次に、提出日は令和3年5月18日に持参されました。件名は、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願です。請願者は赤磐市和田179、全日本年金者組合岡山県本部赤磐支部委員長山本雅堂様ほか1名です。紹介議員は福木京子議員、鼻岡美保議員です。付託委員会は厚生文教常任委員会の予定でございます。

次に、提出日は令和3年5月18日に持参されました。件名は、75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願です。請願者は赤磐市和田179、全日本年金者組合岡山県本部赤磐支部委員長山本雅堂様です。紹介議員は福木京子議員、鼻岡美保議員です。付託委員会は厚生文教常任委員会の予定です。

日程表に戻っていただきまして、12日土曜日から14日月曜日までの3日間は休会です。なお、14日月曜日は予備日です。

15日火曜日は午前10時から総務常任委員会です。

16日水曜日は午前10時から厚生文教常任委員会です。

17日木曜日は午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、それぞれの委員会終了後に、予算審査特別委員会のそれぞれの分科会を開会していただきます。

18日金曜日から23日木曜日までの6日間は休会です。なお、18日金曜日は予備日です。

24日木曜日は予算審査特別委員会です。なお、この日から討論通告の受付開始となります。

25日金曜日から29日火曜日までの5日間は休会です。なお、25日金曜日は予備日です。29日火曜日の17日が討論通告の締切りとなります。

30日水曜日午前10時から本会議最終日で、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行います。また、赤磐市議会会議規則の一部改正の議案が提案される予定でございます。

最後に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について議決を行いまして、6月議会の日程が終了の予定でございます。

以上が現在予定されております6月議会の会期日程（案）でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（下山哲司君） ただいま説明が終わりました。

ただいまの説明について委員さんから質疑がございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） なければ、続いて協議事項2番目、一般質問について、議会事務局から説明をお願いします。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） それでは、一般質問についてでございます。

先ほど説明いたしましたけれども、今回16名の方から通告ございます。いかが割り振りさせていただきますでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 16件ということで、どうい。

はい。

○委員（松田 勲君） 今回新しく代わられたということで、16人、多くの方が出されてるんですけど、3日間ですので6、5、5でされたらいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（下山哲司君） ただいま6、5、5という御意見ございましたが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、以上のとおり決定いたします。

続いて、協議事項3番目、予算審査特別委員会について議会事務局から説明願います。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） それでは、お手元の資料でいいますと2ページから4ページの3枚になると思います。よろしくお願いいたします。

先ほど日程のところ少し触れましたけれども、本会議初日に議長発議で設置をしていただきます。予算審査特別委員会の委員の選出につきましては、議長を除いた17名といたしております。委員長、副委員長の互選につきましては、本会議中に暫時休憩を取っていただいて予算審査特別委員会を開いていただき、お決めいただきたいと思います。なお、委員長につきましては常任の委員長は就任しないことといたしております。

その後の流れにつきましては従前のおりで、分科会の設置を行い、審査していただくなど、特に変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

なお、新しく今回議員になられました方につきましては、全協の後、財務でありますとか総合計画、そのあたりの研修会を予定いたしておりますので、その中で予算審査の流れもこちらのほうから説明をさせていただくように計画いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 説明が終わりました。

ただいまの説明について委員さんから何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、続いて協議事項4番目、赤磐市議会会議規則の一部改正について、議会事務局長から説明をお願いいたします。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） それでは、規則改正につきまして説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、先ほどの続きになりますので5ページ、6ページ、それから7ページからが新旧対照表をつけておりますので、そちらのほうを見ていただければ分かりやすいのかなとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回の改正につきましては、全国市議会議長会で令和3年2月3日に書面開催されました。第222回理事会、第111回評議員会合同会議での標準市議会会議規則の一部改正に合わせての改正となります。改正の内容といたしましては、お配りしております、7ページ、8ページ、新旧対照表にありますとおり、女性をはじめといたします多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由といたしまして育児、看護、介護などを明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続などにおいて原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえまして、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行ったというものでございます。施行日につきましては、公布の日と

いたしております。提出者につきましては、議運の委員長名でお願いするような形になろうかと思えます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（下山哲司君） 説明が終わりました。

ただいまの説明について委員さんから何か質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、赤磐市会議規則の一部改正についての決議案につきましては、議会運営委員会として委員長名で提出することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そのようにいたします。

続いて、協議事項5番目、令和3年6月行事予定について、議会事務局、執行部から説明をお願いいたします。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） それでは、令和3年6月議会行事予定（案）を説明させていただきます。

資料は9ページとなります。

こちらを御覧いただきたいと思いますが、6月につきましては定例会を先ほど説明いたしておりますので、定例会のほうにつきましては割愛をさせていただきます。

そのほかの主なものにつきまして、まず6月4日金曜日でございます。本会議の終了後でございますが、広報広聴委員会広報部会ということで予定いたしております。

それから、6月30日でございます。こちらも本会議の終了後でございますけれども、議会運営委員会を予定いたしております。

以上が議会行事予定の案でございます。

○委員長（下山哲司君） 説明が終わりました。

ただいまの説明について委員さんから何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○総合政策部長（山本幸治君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 総合政策部長。

○総合政策部長（山本幸治君） 執行部の6月の主な行事予定について御説明をさせていただきます。

資料の右側を御覧ください。

22日火曜日、是里ワイン醸造所では是里ワイン取締役会議が開催されます。市長が出席いたします。

29日火曜日、同じく是里ワイン醸造所では是里ワイン株主総会が開催されます。

以上でございます。

○委員長（下山哲司君） 説明が終わりました。

ただいまの説明について委員さんから何か質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） なければ、続いて協議事項6番目、その他について何かございませんか。

議長。

○議長（実盛祥五君） その他について、一般質問における重複質問の取扱いについて、それからコロナウイルス対策について、視察研修報告書について、議会議員からの執行部への資料請求についてよろしくお願ひします。

先般の一般質問における重複質問の取扱いにつきましては、全員協議会で調整してはどうかと申し上げましたが、議会運営委員会のこともありますので、ここで協議をお願いしたいと思います。

そしてまた、新型コロナウイルスの対策について、4月の議員懇談会の折、保田議員からアクリル板の設置について御意見ございました。検討する中で、まずはアクリル板の設置ではなく、昼時の密を避けるため、第1会議室等を利用して分散させることや、黙食、マスク会食等の検討、各委員会についてインターネット中継の課題はあるものの、委員会を協議会室で行う等、アクリル板の設置の前に行動しなければならぬこともあるのではないかと。他市では登壇席と質問席との距離が近い議場においては接している場合が多く、赤磐市はかなり距離があるため、どうかということと、また声が籠もるといふ意見もあるようですが、御検討いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（下山哲司君） それでは、今議長より提案がありました2点について、まず一般質問の重複の取扱いについてということですが、どう取り計らったらよろしいでしょうか。御意見があれば。なければ、今までの流れを私のほうから説明をさせていただいてもよろしいですか、どうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 赤磐市議会が始まって以来、ずっとこの件は問題になっておりましたが、どう調整してみても、皆さんが同じ題目であっても聞き方が違うからということで皆さん言われとって、どうやっても調整できませんでしたので、恐らく今回もやってみてもできんと思ひますので、今までのように重複した質問において、誰々議員さんの説明をしたとおりでございますということをお協で了解していただいとくという方向しかないんじゃないかと思ひますが、どう思われますか、皆さん。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 今委員長が言われるとおりで、同じ項目についてはたくさんあるかと思うんですが、聞きたいこととか、それから答弁されたことに対する反応の仕方っていうのは個々に違いますので、当然今の質問をそのままやっただくというのが普通であって、それで確かに同じ質問であると捉えて執行部が答えたものについては先ほど言われたように何々議員に答弁したとおりでです。当然そのとおりで、それをまた聞くこと自体が議員のほうもおかしいんであって、そこら辺はしっかり議長のほうから重複しているというふうな指導もされればいいんじゃないかなと思います。

それから、今なんでこんなことができないかという、16年もたつてっていうのは、私考えてみますと、結局その会派のような形で調整ができておれば同じ質問もしっかり煮詰めてできるということがあります。これができてない、個々に質問をするからこそ私の意見と皆さんの意見とは違うから聞くんだというふうな話になろうかと思しますので、我々が今そこが問題だとするのであれば、会派とか、それから一つのまとまりができるような組織づくりというものを推進していくというのもこの議会運営委員会があっせんしていく一つの仕事として捉えるべきであろうと思いますので、御意見として申し上げたいと思います。

以上でございます。

○委員長（下山哲司君） 今金谷委員が申されたように、そういう方向性もあると思います。会派の中でも皆さん今までの中で個々に違うんでということでやられとったんで、なかなかそれも難しいんであろうと思いますが、今後そういう方向で議長のほうから調整してやっていただくということで、従来どおりでお願いするということでもよろしいですか、そういう説明をさせていただきます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、一般質問についてはそういうふうに説明をさせていただきます。

それから、コロナ対策についてですが、他の行政へ行ったらちょっとうちのよりやっぱり皆ええのを買われて、この前も全協のときにお話ししたんですが、やっぱりある程度はそういうものを購入していただきたいという意見がありましたので、その辺は議長のほうで調整を事務局としていただくということでどうでしょうか、そのアクリル板についてはですね。

金谷委員。

○委員（金谷文則君） アクリル板とかはもう誰が考えてもやるべきものであって、それをやらないという赤磐の議会、何を考えてるんだとよそからは見られると思いますよ。当然やらなきゃいけない。だって、お店でもそれをしてやってる、飲食だけじゃなくて銀行行ってもどこでも、レジでもやってるのに、それをやらないなんていうのは考えられない話だと思います。それをいいわいいわでやるような議会はやめたほうがいいんじゃないですか。やったほうがいいと思いますよ。



○委員長（下山哲司君） それでは、アクリル板については議長のほうと事務局で調整していただくということで報告させていただいてよろしいですか。

福木委員。

○委員（福木京子君） これまで大体30分ぐらいしたら休憩して開けてということで、やっぱり換気の点は本当に気をつけないといけないんじゃないかなと。だから、開けていくんですけども、それまでの換気の辺の検討やこうも、この30分のやってる間も本当に密封ですからね、その辺もやっぱり検討しとったほうがいいんじゃないかな、将来的にと思います。

○委員長（下山哲司君） そういうことも含めて議長と執行部で事務局交えて相談していただきたいというふうに思います。執行部の方も入られるわけですから、たくさん。どういうふうにしたらいいか、窓のない部屋ですから換気をするというても換気設備自体が、冷暖房はついとんですけど換気自体がついてないんで、その辺を検討していただきたいという。それを検討するというのでどうでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは議長、そのように。

金谷委員。

○委員（金谷文則君） そんな悠長なことで考えとって、どうするんですかね。6月の議会は1週間後ですよ。

○委員長（下山哲司君） だから、ファンを置いてドアを開けたら風を通すとか。

そういう意見もございますので、議長、またしっかり調整してください。そのように、報告だけはそうします。

それで報告よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは次に、もう2件あるんでしょう。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） それでは、先ほどちょっと議長のほうからありました、まず視察研修報告書、こちらについて事務局のほうからまず1点御説明を申し上げたいと思います。それから、2点目が議会議員からの執行部への資料請求についてということで、2点これから説明をさせていただきたいと思います。

まず、視察研修報告書についてでございます。令和3年1月26日の議運で申合せ事項を改正いたしまして、委員会等で視察を行った場合、議会や委員会で研修を開催した場合には議長に報告書を提出して、報告書をホームページで公表するというを新たに規定いたしております。現在、この報告書に記載する項目など、様式について決まったものがございませんでしたので、その取扱いについて御協議いただきたいと思います。お手元に配付いたしております視察報告書、研修報告書の案ですね、こちらを御覧いただきまして、他市の状況を確認いたし

ましたところ、おおむねこれくらいの項目につきまして報告をいただいているようでございます。視察内容、研修内容によってはほかの項目を設ける必要が出てくる可能性もございますけれども、この様式案を基本の様式といたしまして全議員さんにお示しして、必要に応じて様式を修正して報告いただいております。いかがでございますでしょうか。

○委員長（下山哲司君） ただいま局長から説明ございました。これで勘違いせられんようにしていただきたいのは、会派でする研修、それから個々でする研修、視察があります。そのときに政務活動費を使った場合は会派であろうとも報告書をしていただくという話に前なっとなつたと思うんで、その辺だけは御理解をいただいて報告させてもらいたいと。再度の報告になりますが、メンバーも代わられた人もおられるんで、全員おるところで報告させていただくとくほうが過ちがのうてえんじやと思うんで、局長のほうから説明してもらえますか。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい、分かりました。

○委員長（下山哲司君） それでは、局長のほうからこれは説明をお願いしたいと思います。従来どおりということに、今の報告書をきちっとすることがプラスになつると思いますので。

松田委員。

○委員（松田 勲君） ちょっと確認なんですけど、だから今まで政務活動費を使つての研修に関しては、今までは個々に会派であろうと個人であろうと報告書を出してたと思うんです。それ以外に今回はそれぞれ常任委員会とかいろんな委員会視察とか研修とか、そういったものに関しては、例えばこれは委員長、その中の例えば委員会だったら委員長が代表で出すということですね。数人で受けた研修とか新人研修とかありますけど、そういったものは個々に議員が出すと。だから、政務活動費以外の議会としてやった場合はこういう報告書をきちっと出させていただくということで理解したらよろしいですか。

○委員長（下山哲司君） そういうことです。御理解いただけました。

では、そういうことで局長のほうから説明をお願いいたします。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） それからもう1点、議員個人から執行部への資料請求、こちらについて御説明をさせていただきたいと思っております。

今、案をつけさせていただいております。これはあくまでも議員が個人として請求する場合のルール付けということでございます。過去にも申合せとか約束とかで、多分口頭でされていたと思いますけれども、明文化されたものがちょっとございません。したがいまして、改めてここでこういったものをお示しいたしまして、様式等も作っておりますけれども、こういった形をお願いできればなということ御協議願いたいと思っております。あくまでも議員個人には調査権とか、それから資料請求権もございません。あくまでも議会でありますとか委員会、そういったものからの依頼につきましては当然今までどおりということになろうかと思っております。そ

れから、なおかつ新たに資料作成を個人としてされるというのもどうかなということもございます。委員会、議会からの新しい資料作成というのは今まであったかと思いますが、それは今までどおりということで御理解いただければと思っております。

以上、御協議のほうよろしく願いいたします。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） それについては、私はもうちょっと議論するべきじゃないかなと。いろんな情報、市の情報を知りたいというときに、やっぱりお聞きするでしょう。それを一々議長、それからあれも全部その書類ですということ自体、それはどうかなと思うんですけどね。ちょっとこれはもう全員協議会でもうちょっと議論をお願いしたいなと。

○委員長（下山哲司君） 福木委員、前、議運におられて、その件はいろいろ意見とかそういうものについて、資料請求とかというのは一応事務局を通してするものと、議長を通してするものというのが前に話があったと思うんですよ。事務局といえども議長の下にある事務局ですから、一応議長を通してということに話はなっと思うんですよ、前は。だから、文章化してないだけで、この議会運営委員会の中ではそういうことで全協で報告して皆さん御理解いただいて、そういうふうにしっかりしてくださいよということは話をしと思う。金谷委員、覚えておられるでしょう。文章で。

○委員（金谷文則君） 議運の委員長が覚えてらっしゃるんですから。

○委員長（下山哲司君） 金谷議長のときにやらせていただいたんで。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） そんな議論はありましても、全員協議会で再度その分は議論してほしい。意見を言うておきたいと思います。

○委員長（下山哲司君） ですから、今ここでは議運の話をしょんで、議運が終わってそういう方向になったら全協で同じようにやらせていただきますから。そういうことで事務局長のほうからこういうことで議運の方向になりましたと、以前と変わりはないですけどということで説明を。今の局長がおられる前のことですから、局長は多分その文書がないから耳に入っていないと思うんですが、議長がおられるんで、議長の下でやっとなで、しょっぱなに。私、提案させていただいたんですからよく覚えてます。

金谷委員。

○委員（金谷文則君） 前議長といたしまして、全協でも私のほうから議長当時そのことを皆さんにお伝えをして徹底をお願いしたということは記憶にございます。

○委員長（下山哲司君） そういうことなんで、今話したのがあれなんで、その内容で調整していただいたらいいと思うんで。この2件は事務局長のほうから調整を、説明をお願いしたい。

○議会事務局長（元宗昭二君） 委員長、全協でということですね。はい、分かりました。

○委員長（下山哲司君） 私が全部しよったらやっぱりあれなんで、局長の関係のほうなんですね。お願いしたいと思います。そういうことでよろしいですか。

佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） ちょっと確認の意味も含めてお尋ねしますが、まずその注意と書いてます枠組みの中で、まさしくこれが基本ですよ。請求権もない、それからもちろんその資料の取扱いは十分留意するということは大きな基本部分なんですけれども、まずその各議員から議長に対しての資料要求をまず出すということで、議長が判断をしてこれは駄目だという判断をしたら駄目なのか、それとも議長は全てを執行部に対して資料要求の文書を出すのか。それで、議員それぞれがいろんな思いがあるので、全て何でもかんでもといたら物すごく範囲が広がりますので、そのあたりは最終的に議会としては議長の判断でその資料をどうするかというのは決めるということではないでしょうか。

○委員長（下山哲司君） もう1つ、言うのが落ちとったんですが、個人でたくさんの資料の提供を求める場合は印刷代も支払ってくださいということになってますんで、その辺も付け加えてください。

それから、今の話なんですけど、以前にはちょっと各所管外のところに行ってあれを出せ、これを出せというのが目立って大変問題になったんで、それをどういうふうにするかということで、一応議長を通して。やっていただくのは結構なんです、勉強ですから。ですけど、きちっと議長を通して議会事務局通してやっていただくということをお願いしたと思うんです。で、その後にはそれほどトラブルはなかったと思っております。ですから、その確認していただいて、前と同じようにきちっとできるようにやっていただければというように思いますが、そういうことでよろしいですか。

金谷委員。

○委員（金谷文則君） 今説明があったことにプラスして、結局は議会の中でやってることを事務局が把握をせずにおいて、ものがいろいろ進んでいったり急にお化けが出るようなことになってしまおうと対応ができないということがありますので、様々資料請求して、議長が出すなとかってことはまず基本的にはないと思いますので、どういうものを要求してどういうものが返ってきたかということを議長とそれから事務局のほうで把握していただくと。それで問題があれば、それは問題があるということも執行部にも議員のほうにも伝えていただくという大きな役目がありますので、そのことを十分承知おきいただいてやっていただきたいというふうなことでございます。

○委員長（下山哲司君） それからもう1点、そのときに話をしようとしたことがあるんですが、開示請求でないといふと求められない部分がありました。その部分については個人でということ勝手に皆さんやられることになっとなんですが、やはり開示請求といえども一応事務局を

通して、議員がやる場合ですよ、一般の人がやられる場合はいいんですけど、議員がやる場合は一応事務局にこういうものを出しますということで議会事務局を通していただくということも付け加えさせていただいて、どんなでしょうか。よろしいですか。

佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 情報公開、公開条例がありますね。あれを通して情報開示請求をする分は、それは一市民、一議員としてちゃんと権利があるわけですから、そこまで事務局に委ねるというか相談する必要はもろくないと私は思いますけど。

○委員長（下山哲司君） その件について、議員個人が全部書類的に不備でできないときには事務局が手伝っていただけるわけですから、議員は。一般の人は手伝ってもらえません。だから、そういうこともあるんで、都合のいいときだけは相談する、都合が悪いときは相談せんというんじゃないしに、やっぱり議員の一員として、別に隠してするわけじゃないんですから。取ってこれを見いというようなやり方は事務局にやっぱり失礼なんで、やはり一応事務局通すんが筋じゃないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

金谷委員。

○委員（金谷文則君） ちょっと網をかけ過ぎとる部分があるのかなど。今佐藤委員がおっしゃられたように、議員であっても個人は個人ということですから、個人の能力の下に権利を主張して自分でちゃんとおやりになる場合は、それはお任せすればいいことであって、議会が絡んだら議会が責任を持たなきゃいけないんで、何でもかんでも議会のほうで事務局で責任を持たされても困ると思いますので、その辺は誰が考えても個人でやられとる分には個人の責任でやっていただくということのほうか今のところはいいんじゃないかなと思います。

○委員長（下山哲司君） まあ最終的には皆さん責任は皆個人が持っていたかにかいけんのんです、議員は。人になしるような話にはなりませんから、議員は。個々の責任でやっていただかにかいけん。だから、事務局が、議員が出されとったのを事務局が知らんという、だから知らず程度でええんで。

○委員（佐藤 武君） いやいや、情報公開条例に基づく開示請求というのはちゃんと権利があるわけですから、それをストップさせるのは無理な話なんです。

○委員長（下山哲司君） いや、ストップじゃないんですけど。

福木委員。

○委員（福木京子君） これまで開示請求を何人か、誰かされてこられたが。その場合はその個人の責任でされたんでしょ、これまで。

○委員長（下山哲司君） そうそう、今まではね。

○委員（福木京子君） それを今度は事務局へというふうになるわけか。

○委員長（下山哲司君） いや、そういうことじゃない。事務局へ出すんじゃないから。

○委員（福木京子君） いや何か事務局へ報告するか何か。

○委員長（下山哲司君） いや、自分で内容的にでき切らんときには事務局へ相談してやられるわけじゃから、だからやるというぐらいの内容について報告ぐらいはしといていただいてもおかしいことはないと思うんです。別にすなと言ようわけじゃないんですから。

松田委員。

○委員（松田 勲君） だから、開示請求するような内容はもう開示請求されりゃあええと思うんです、個人でですね。で、今言ってるのはそれ以外にそれに近いような、委員会がまだ出てないような情報とかいろんな議会の関係の情報とかを個々に行ってちょうだい、ちょうだいやってると、職員も言われたらどうしても出してるから、そこが問題じゃということでしょう。だから、そこら辺は基本的に整理して議長を通してやってくれということでしょう。

○委員長（下山哲司君） 舌足らずだったんですが、開示請求すりゃあ何でもやれるんじゃないという考え方じゃなしに、やっぱり議会としてやる場合は何でもやれるんじゃないという考え方じゃなしに、何事もスムーズにうまくできるほうがいいと思うんで、そういうふうに皆さんが理解していただいたらいいんじゃないかと思うんですが、そんな難しいですか。やっちゃいけないと言んじゃないんで。

福木委員。

○委員（福木京子君） だけど、やっぱりそういうのが今回出てきたら、それこそ今まで自由にできた分をどうもちゃんと議会事務局に報告せにゃいけないような、そんなことはやっぱりちょっとおかしいんじゃないですかね。

○委員長（下山哲司君） 今までの例で言わせていただいたら、事務局へこういうなのを取ってくれえと言うたら、そりゃあ無理ですといった場合は開示請求いきようわけですから。だから、都合のええときには事務局へ相談する、都合が悪いときにはせんという、言い方が悪いんですけどそういうなんじゃなしに、一応議会の中では把握しとるというだけのことでいいんじゃないかと僕は思うんですが。やっちゃいけないとかどうこう言うんじゃないし、もっと、事務局も一生懸命ええ目してくださりようわけじゃから、議員がこういうなんが出とった、知らなんだというよりは事務局内で把握ができとったというぐらいの考え方ですから、それで僕はいいんじゃないかと思うんですが。難しい話じゃないと思う。

○委員（金谷文則君） ちょっとすみません。

○委員長（下山哲司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） やっぱり議員個人もいろんなことをやるためには作戦を持ってやるわけでしょうから、法律とか、それから皆さんの約束事、今回決めてしまえばそれは約束事になるんですけど、それまでを曲げてやるようなことはできないし、仮に今日皆さんがこれでいいと言っても、いろんなところに相談したら、それは法の、みんなで網をかぶせるわけにはいきませんよという話になる可能性があるのかな、あるんじゃないのかなというふうなところが今聞いててありますから、さっき松田副議長が説明されたように捉えられたほうがいいと思いま

す。私の意見としてはそう思います。

○委員長（下山哲司君） それでは、従来どおりでということ。皆さん一致でなけりゃ全協へ出せれんので、従来どおりでということですよということよろしいですか。従来どおりは分かりますね。まあ、議運といえどもその内容については申合せですから、議員間の。

佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） すみません、極力事務局も把握しておきたいということで事務局のほうへ相談をして、それからほかの議員も知り得るような体制をつくるということでもいいと思います。

○委員長（下山哲司君） それでは、そのようにさせていただいてよろしいですか。

○委員（福木京子君） とにかく全協に出して議論するということが大切だと思う。

○委員長（下山哲司君） じゃから、一応議運では決定したというんじゃないけど、こういう話になりましたということで皆さんに報告するだけのことになりますんで。そっから先は議長が全協の中で皆さんに相談してどうせられるかというのは、もう中身なんです。だから、議運では今お話が全員一致にならんなら議運で決定ということになりませんので、前にも言うたように多数決は議運ではできるだけたくありませんので、そういうことでお願いしたいと思います。よろしいですか。従来のは私のほうからさせてもろうてもいいです。今までずっと長い間やってきた話ですから。

○委員（金谷文則君） お願いしたいというなら、議長のほうからやっぱり皆さんに分かってもらうように全協で話したほうがいいんじゃないん。

○委員長（下山哲司君） 議長も、その前に協議したときには議長は1回も入ってないんです。

○委員（金谷文則君） だから、今日提案されとんじゃから、議長が御説明されたら。

○委員長（下山哲司君） ほんなら、議長がして、補足を私がするという。議長、そういうことよろしいですか。皆さん、そういうことよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そのように決定いたします。

その他について、委員さんから、また執行部から何かありましたら発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） さっきの発言通告の部分で、ちょっと人数割り振りの話でばたばたと決まって発言者の確認も十分しなかったんですが、要するに今回監査委員になられた原田議員さんが通告をされてます。この監査委員については一般質問は御遠慮いただくというような確認というか申合せがあったのかなかったのか、これは今後監査委員といえども質問はするのか、ちょっとそのあたりを教えてください。

○委員長（下山哲司君） 申合せはしてませんが、話は出たことがあります。で、道義的に。

○委員（金谷文則君） 決まったもんじゃないから。

○委員長（下山哲司君） 決まったもんじゃありません。話は出たことがあります、監査委員は遠慮したほうがええんじゃないかという話が出て、そのついでに話はしています。ですが、法的に拘束するあれはないんで、道義的に、松田委員も知っとられると思うんですが、道義的に遠慮して下さったほうがいいと思いますという話は僕はしたことがあると思うよ。

金谷委員。

○委員（金谷文則君） すみません、私が議長をしてるときにそんな話は何回かありまして、それからもう1つ、一組でもちょっと問題があつて、実は監査委員というのはほかの議員が知らないこと、それを知り得る立場にあつて、その知り得た内容をこの一般質問とか質疑とかそういうところで皆さんに御披露してしまうということについてはしてはいけないことになっておりますので、そこはしっかり議長のほうもチェックしていただいて、もしそういうようなことがあれば発言の取消しと、それから発言の禁止とか、そういう措置をしっかりとっていただかなきゃいかん。これが仕事ですし、そういうルールだと思いますので、そのように御確認いただければと思います。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） さっき金谷委員のお話の中で、議長が判断せえみたいな話ですけども、監査委員が知り得た情報かどうかというのを議長が判断するというのは非常に難しい、単純に考えてですよ、難しいような気がするんですけども。議長、できますか、判断が。

○委員長（下山哲司君） まあ今回はまだ監査をやつとるわけでないですから、1回目としてこれはこのままやっただいていいと思う。ですが、次から監査をする上においてそういう問題が生じる可能性があるから、できるだけ御遠慮いただけたらということしか言えないんで。

金谷委員。

○委員（金谷文則君） 一組のときの例として、実は一組の監査をやつた議員が、監査をやつていたときにこういうことがあつたんですがということを先に述べて質問をしたというものがあつまして、それについて我々赤磐のほうの議員のほうも相当抗議をしたといういきさつがございます。だから、明らかなのは、本人からぼろっと声が口から出てしまうというようなことが多分多いんだろうと思いますが、そういうことがあつたということからのお話でございます。

以上でございます。

○委員長（下山哲司君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 私も前監査委員として、最初質問してはいけないと聞いたときには既に出したときで、あんまり予算に関することじゃなかったんで6月議会はさせていただいたん



です。だから、御本人にもそういう話はしております。ただ、さっき金谷委員が言われたように、私も何年かしているうちにやっぱりいろんな情報がどうしても入ってきます。そういった中でしゃべっていると、つい言ってしまうことってあると思うんですね。だから、そういったことも含めて、本当は条例ではできないけど申合せ事項で例えば1年に1回に抑えるとか、あんまり予算に関することは抑えるとかというものを本当は作られたら一番いいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 監査委員は研修会というのがありますよね。その場合に議員から出た監査委員が議会でどうするかというふうな研修みたいなのはありますか。ないですか。

○委員長（下山哲司君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 実際は市町村によって監査委員がさっき言った申合せでないようにとかというところもありますし、できるだけ控えるようにとか、それとか言ってるところもあるみたいですけど、それはいろいろです。でも、大概のところは控えてるようでございます。今回は6月議会のあれなんで、本当言うと例えば最後の質問なんかはちょっとどんなかな、予算に関することですし、かなり突っ込んだ話になってきたときに、まあ今回初めてですから、まだ知り得た情報ではないからいいかなと思うんですけど、これを何回かされるとちょっとどうかなというのはあります。危惧はします。

○委員長（下山哲司君） まあ議長、副議長、議運の委員長、副委員長ぐらいで、こういう話でということで、次までには原田議員にもちょっとお話しといたほうがいいと思うんです。どんどんやってしもうてから言うたんじゃあよくないんで、内容的にそういうようにできるだけ控えてください、できるだけですからということで、そういうことでよろしいか。お話しさせてもらうだけのことですが、よろしいですか。皆さんそれでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そのように決定いたします。

他にございませんか。

有馬次長。

○教育次長（有馬唯常君） 教育委員会から、東京2020オリンピック事前キャンプについて御報告とお願いをさせていただきます。

これまでキャンプ誘致実行委員会をはじめ多くの方々に御協力をいただきながら、ニュージーランド女子ホッケーチームの事前キャンプ誘致活動を進めてまいりました。市といたしましてもコロナウイルス感染拡大が懸念される中でニュージーランドホッケー連盟と度重なる協議を進めてまいったところでございますが、5月22日に、選手やスタッフ等の安全を考えると赤磐市での事前キャンプは行わず、直接オリンピック選手村に入る決定をしたとの連絡を受けております。

今後の対応につきましては、関係機関と調整を進めているところでございますが、ニュージーランドホッケー連盟とはこれまで築き上げてきた関係もございまして、今後も可能な限り応援活動を続けるとともに、オリンピック後も相互交流が続くようしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

以上につきまして、議会全員協議会におきましても御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（下山哲司君） そのようでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） そのようをお願いいたします。

他にございませんか。

委員、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） ないようでしたら、委員会の閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております資料14ページの表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、このように申し入れいたします。

以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時22分 閉会